

ホストタウン登録に係る難民選手団の解釈について

- 全国のホストタウンは、その数 464（2019 年 11 月 13 日時点）に拡大し、相手国・地域と活発に交流しているが、2020 年東京大会の開催を目前に控え、今後さらに取組を推進する必要がある。
- IOC は、2018 年 10 月、リオ大会に引き続き、東京大会においても難民オリンピック選手団の結成を決定した。また同月、難民パラリンピック選手団の結成も決定された。さらに 2019 年 6 月、難民選手団として東京オリンピックの出場を目指す奨学金対象者 37 名のリストも公表されている。
- こうした中、地方自治体から、難民選手団を相手としたホストタウンになりたい旨の相談が内閣官房オリパラ事務局に寄せられている。
- ホストタウンでは、地方自治体の住民が、①東京大会に参加する相手国・地域の選手・スタッフ等との交流、②相手国・地域の関係者との交流、③日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流、を行う計画を作成して申請を行い、内閣官房オリパラ事務局がその内容を審査し、登録を行う。

難民選手団の場合、②の相手国・地域の関係者に該当する者を想定せず、①及び③の交流を行うことを計画に盛り込むことで対象となり得ることとすることが、大会の機運醸成を目的としたホストタウンの趣旨に沿ったものと言える。
- そのため、難民選手団をホストタウン登録の対象とし、ホストタウン推進要綱上は地方公共団体の住民等と「大会参加国・地域の関係者」との交流を難民選手団の場合は求めないという解釈で、対応することとする。